

## 凡 例

1. 本年報は、国債、借入金、一時借入金及び政府短期証券に係る債務、政府の保証債務に係る債務及び国債整理基金についての諸統計を平成30年度末現在で集計し、掲載したものである。
2. 本年報中、「国債、借入金等」とは、内国債、外国債、借入金、一時借入金及び政府短期証券の総称である。従って、単に「国債」というときは借入金、一時借入金及び政府短期証券は含まない。  
又、「内国債（普通国債）」というときは、財政投融资特別会計国債、遺族国庫債券等のいわゆる交付国債及び国際通貨基金通貨代用証券等のいわゆる出資国債等は含まない。
3. 本年報中、「建設国債」とは、財政法第4条第1項ただし書の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債であり、「特例国債」とは、各年度における公債の発行の特例に関する法律の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債であり、「減税特例国債」とは、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債並びに所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債であり、「日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債」とは、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和61年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成2年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の規定により一般会計において承継した借入金並びに日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成9年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律の規定により一般会計において承継した債券並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の規定により一般会計において承継した借入金及び債券を借り換えるための国債であり、「国有林野事業承継債務借換国債」とは、国有林野事業の改革のための特別措置法の規定により一般会計において承継した借入金を借り換えるための国債であり、「交付税及び譲与税配付金承継債務借換国債」とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第37号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成19年法律第24号）の規定により一般会計において承継した借入金を借り換えるための国債であり、「復興債」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債であり、「年金特例国債」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第23号。以下「財源確保法」という。）第2条の規定による改正前の財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第4条第1項の規定による国債及びその国債を借り換えるための国債である。
4. 本年報中、「財政投融资特別会計国債」とは、特別会計に関する法律第62条第1項（平成18年度以前の発行分については同法附則第66条第14号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法及び平成19年度の発行分については特別会計に関する法律附則第76条第1項）の規定による国債である。
5. 本年報中、「株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債」とは、株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の3第1項の規定による国債であり、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第48条第1項の規定による国債である。
6. 本年報中、「日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債」とは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により一般会計において承継した国債である。
7. 本年報においては、償還期日の到来した国債は、国債所有者に対する元金支払の済否にかかわらず、償還されたものとみなして処理している。従って、国債現在額に計上されている金額には、償還期日の到来した国債の元金支払未済額（以下「既償還未払額」という。）を含んでいない。この既償還未払額を含めた国債の本年度における増減額は、第35表（88～93頁）に掲載してある。

II 凡 例

8. 本年報における外貨債の邦貨換算率は下表のとおりである。

区 分	英 貨 債	米 貨 債	仏 貨 債	スイス貨債	ドイツ貨債
昭和23年度末まで	1 ポンド = 9 円763 (但し、明治3年発行の九分利付外国公債及び明治6年発行の七分利付外国公債は1 ポンド = 4 円88である。)	1 ドル = 2 円006	1 フラン = 0 円387	—	—
昭和24年度以降	(イ) 五分半利付英貨公債 東京電燈六分利付英貨社債 1 ポンド = 4.8665ドル = 1,751円94 (ロ) 五分利付英貨公債 1 ポンド = 4.03ドル = 1,450円80 〔この換算率は原契約上の償還期日(昭和22年3月12日)における英米為替相場(1 ポンド = 4.03ドル)に よっている。〕 (ハ) その他 1 ポンド = 2.8ドル = 1,008円	1 ドル = 360円	1 フラン = 0 円387	—	—
昭和31年度	〃	〃	在外仏貨公債 1 フラン = $\frac{1}{350}$ ドル = $\frac{360}{350}$ 円 その他(在外仏貨公債以外のもの) 1 フラン = $\frac{100}{258}$ 円	—	—
昭和32年度	〃 (ロ') 五分利付英貨公債 1 ポンド = $4.02\frac{11}{16}$ ドル = 1,449円675 〔上記(ロ)を改訂〕	〃	在外仏貨公債 1 フラン = $\frac{1}{420}$ ドル = $\frac{360}{420}$ 円 その他(在外仏貨公債以外のもの) 1 フラン = $\frac{100}{258}$ 円	—	—
昭和33年度以降 (33.12.29適用)	〃	〃	在外仏貨公債 1 フラン = $\frac{1}{493.706}$ ドル = $\frac{360}{493.706}$ 円 その他(在外仏貨公債以外のもの) 1 フラン = $\frac{100}{258}$ 円	—	—
昭和38年度	〃	〃	〃	1 スイス・フラン = $\frac{1}{4.373}$ ドル ≒ 82円32	—
昭和39年度以降	〃	〃	〃	〃	1 ドイツ・マルク = $\frac{1}{4}$ ドル = 90円
昭和42年度以降	〃 (ハ) その他 1 ポンド = 2.4ドル = 864円 〔上記(ハ)を改訂 42.11.20適用〕	〃	〃	〃	〃
昭和44年度以降	〃	〃	在外仏貨公債 1 フラン = 0 円6482 (44.8.11適用)	〃	1 ドイツ・マルク = 98円36 (44.10.27適用)

区 分	英 貨 債	米 貨 債	仏 貨 債	スイス貨債	ドイツ貨債
昭和46年度以降	(ハ) その他 1ポンド=2.6057ドル =802円56 〔上記(ハ)を改訂 46.12.20適用〕	1ドル =308円 (46.12.30適用)	在外仏貨公債 1フラン=0円6021 (46.12.30適用)	1スイス・フ ラン= $\frac{1}{3.84}$ ドル ≒80円21 (46.12.20適 用)	1ドイツ・マ ルク =95円58 (46.12.21適 用)
昭和52年度 (53.1.1適用)	1ポンド=459円	1ドル =262円	1フラン =0円54	1スイス・フ ラン=111円	1ドイツ・マ ルク=114円
昭和53年度 (53.7.1適用)	1ポンド=442円	1ドル =234円	1フラン =0円50	1スイス・フ ラン=119円	1ドイツ・マ ルク=112円
〃 (54.1.1適用)	1ポンド=376円	1ドル =195円	1フラン =0円44	1スイス・フ ラン=115円	1ドイツ・マ ルク=98円
昭和54年度 (54.7.1適用)	1ポンド=418円	1ドル =206円	1フラン =0円48	1スイス・フ ラン=122円	1ドイツ・マ ルク=110円
〃 (55.1.1適用)	1ポンド=491円	1ドル =225円	1フラン =0円53	1スイス・フ ラン=136円	1ドイツ・マ ルク=124円
昭和55年度 (55.7.1適用)	1ポンド=545円	1ドル =242円	1フラン =0円58	1スイス・フ ラン=145円	1ドイツ・マ ルク=135円
〃 (56.1.1適用)	1ポンド=516円	1ドル =217円	1フラン =0円52	1スイス・フ ラン=132円	1ドイツ・マ ルク=120円
昭和56年度 (56.7.1適用)	1ポンド=475円	1ドル =210円	1フラン =0円42	1スイス・フ ラン=109円	1ドイツ・マ ルク=100円
〃 (57.1.1適用)	1ポンド=428円	1ドル =229円	1フラン =0円40	1スイス・フ ラン=114円	1ドイツ・マ ルク=97円
昭和57年度 (57.7.1適用)	1ポンド=429円	1ドル =233円	1フラン =0円39	1スイス・フ ラン=123円	1ドイツ・マ ルク=100円
〃 (58.1.1適用)	1ポンド=437円	1ドル =247円	1フラン =0円38	1スイス・フ ラン=123円	1ドイツ・マ ルク=102円
昭和59年度 (59.4.1適用)	1ポンド=366円	1ドル =238円	1フラン =0円32	1スイス・フ ラン=114円	1ドイツ・マ ルク=95円
昭和60年度 (60.4.1適用)	1ポンド=321円	1ドル =237円	1フラン =0円28	1スイス・フ ラン=103円	1ドイツ・マ ルク=84円
昭和61年度 (61.4.1適用)	1ポンド=299円	1ドル =209円	1フラン =0円26	1スイス・フ ラン=97円	1ドイツ・マ ルク=80円
昭和62年度 (62.4.1適用)	1ポンド=231円	1ドル =163円	1フラン =0円25	1スイス・フ ラン=96円	1ドイツ・マ ルク=80円
昭和63年度 (63.4.1適用)	1ポンド=240円	1ドル =135円	1フラン =0円24	1スイス・フ ラン=98円	1ドイツ・マ ルク=80円
平成元年度 (元.4.1適用)	1ポンド=223円	1ドル =123円	1フラン =0円21	1スイス・フ ラン=84円	1ドイツ・マ ルク=70円
平成2年度 (2.4.1適用)	1ポンド=226円	1ドル =136円	1フラン =0円21	1スイス・フ ラン=84円	1ドイツ・マ ルク=72円
平成3年度 (3.4.1適用)	1ポンド=254円	1ドル =129円	1フラン =0円26	1スイス・フ ラン=103円	1ドイツ・マ ルク=87円
平成4年度 (4.4.1適用)	1ポンド=231円	1ドル =129円	1フラン =0円24	1スイス・フ ラン=91円	1ドイツ・マ ルク=81円
平成5年度 (5.4.1適用)	1ポンド=194円	1ドル =122円	1フラン =0円23	1スイス・フ ラン=89円	—
平成6年度 (6.4.1適用)	1ポンド=159円	1ドル =106円	1フラン =0円18	—	—
平成7年度 (7.4.1適用)	1ポンド=157円	—	1フラン =0円19	—	—
平成8年度 (8.4.1適用)	1ポンド=152円	—	1フラン =0円20	—	—
平成9年度 (9.4.1適用)	1ポンド=166円	—	1フラン =0円21	—	—
平成10年度 (10.4.1適用)	1ポンド=194円	—	1フラン =0円20	—	—

## IV 凡 例

区 分	英 貨 債	米 貨 債	仏 貨 債	スイス貨債	ドイツ貨債
平成 11 年度 (11.4.1適用)	1 ポンド=201円	—	1 フラン = 0 円22	—	—
平成 12 年度 (12.4.1適用)	1 ポンド=173円	—	1 フラン = 0 円17	—	—
平成 13 年度 (13.4.1適用)	1 ポンド=164円	—	1 フラン = 0 円15	—	—
平成 14 年度 (14.4.1適用)	1 ポンド=174円	1 ドル =122円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=108円)	—	—
平成 15 年度 (15.4.1適用)	1 ポンド=185円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=117円)	—	—
平成 16 年度 (16.4.1適用)	1 ポンド=184円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=128円)	—	—
平成 17 年度 (17.4.1適用)	1 ポンド=196円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=136円)	—	—
平成 18 年度 (18.4.1適用)	1 ポンド=199円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=136円)	—	—
平成 19 年度 (19.4.1適用)	1 ポンド=216円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=147円)	—	—
平成 20 年度 (20.4.1適用)	1 ポンド=234円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=164円)	—	—
平成 21 年度 (21.4.1適用)	1 ポンド=180円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=143円)	—	—
平成 22 年度 (22.4.1適用)	1 ポンド=152円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=134円)	—	—
平成 23 年度 (23.4.1適用)	1 ポンド=138円	—	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=120円)	—	—
平成 24 年度 (24.4.1適用)	1 ポンド=129円	1 ドル =81円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=112円)	—	—
平成 25 年度 (25.4.1適用)	1 ポンド=132円	1 ドル =82円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=107円)	—	—
平成 26 年度 (26.4.1適用)	1 ポンド=150円	1 ドル =97円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=128円)	—	—
平成 27 年度 (27.4.1適用)	1 ポンド=177円	1 ドル =110円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=140円)	—	—
平成 28 年度 (28.4.1適用)	1 ポンド=185円	1 ドル =120円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=137円)	—	—
平成 29 年度 (29.4.1適用)	1 ポンド=155円	1 ドル =110円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=122円)	—	—
平成 30 年度 (30.4.1適用)	1 ポンド=143円	1 ドル =112円	1 フラン 655.957分の1ユーロ (1ユーロ=124円)	—	—

- 備考 ① 英貨債の昭和24年度以降の換算率のうち(イ)及び(ロ)は外貨債処理協定(昭和27年9月26日)により決定されたものである。
- ② 仏貨債の昭和31年度以降の在外仏貨公債とは、「在外仏貨公債の処理に関する法律」(昭和31年12月29日法律第180号)第2条に規定する四分利付仏貨公債に関する協定に基づく政府申出の受諾のあったものである。

- ③ 昭和35年1月1日以降のフランの表示は「旧フラン $=\frac{1}{100}$ 新フラン」とすることに改められたが、本年報のうち国債においては従来どおり上記の換算率による。
- ④ 大阪市(六分利付)筑港公債は、円貨債であるが、外貨債処理協定(昭和27年9月26日)により1円=2シリング0ペンス1/2で償還することになっているのでポンド貨に換算してある。
- ⑤ 昭和46年2月15日以降ポンド十進法移行に伴い補助通貨単位が改められたが、本年報における債務額は従来どおりの通貨単位による。

9. 本年報の計算単位は原則として四捨五入してあるので、合計等において合致しない場合がある。

10. 本年報の符号は下記による。

0 ……単位未満。

— ……皆無又は該当計数なし。

△ ……減(発行取消し及び償還取消し等に用いる場合は特に本表の備考に注記する。)

々 ……同じ。

11. 本年報における外貨債名称で略称を用いているものの正式名称は次表のとおりである。

略 称	正 式 名 称
東京電燈六分利付英貨社債	東京電燈株式会社第一番抵当六分利付英貨組社債
東京市五分利付英貨公債	東京市五分利付電気事業英貨公債
横浜市五分利付英貨公債	横浜市五分利付英貨水道第二公債
大同電力七分利付米貨社債	大同電力株式会社一番抵当七分利減債基金付金貨社債「A号」
東邦電力七分利付米貨社債	東邦電力株式会社一番抵当(関西区域)七分利減債基金付金貨社債「A号」
宇治川電気七分利付米貨社債	宇治川電気株式会社一番抵当七分利減債基金付金貨社債
大同電力六分半利付米貨社債	大同電力株式会社「ファースト・エンド・ゼネラル・モーゲージ」六分五厘利減債基金付金貨社債
信越電力六分半利付米貨社債	信越電力株式会社一番抵当六分五厘利減債基金付社債
日本電力六分半利付米貨社債	日本電力株式会社第一番抵当六分五厘利付金貨社債
東京電燈六分利付米貨社債	東京電燈株式会社第一番抵当六分利付米貨組金貨社債
台湾電力五分半利付米貨社債	台湾電力株式会社四十年減債基金付五分五厘利金貨社債
第二回五分半利付米貨公債	五分半利減債基金付十五年償還米貨公債

